

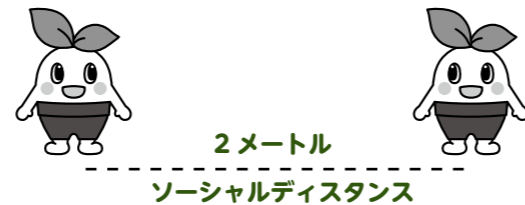
感染症の防止のために

イベントなどを開催するときは、感染症防止対策を!!

感染症は、一人一人の心がけで予防することができます。催物（人がたくさん集まる行事など）を開催するときは、感染防止対策をお願いします。

参加者やスタッフへの制限

- 受付および会場内では、人と人の距離はできるだけ2メートルを確保する
- 密にならないように、入退場時には制限や誘導を行う
- 参加者やスタッフはマスクを着用する
- 発熱などの症状がある人への入場を制限する
- 出演者、参加者、スタッフの手洗い・手指消毒を徹底する
- 出演者と客席との十分な距離を確保する



(歌や講演など大きな声を出すとき)

- 参加者同士が大きな声を出し合うような催しは、参加者同士の距離を十分にとる
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、参加者などの名簿を適正に管理する

会場内での対策

- 人と人が対面する場合は、仕切りやビニールカーテンを設置する
- 手指消毒液などを設置する（受付、会場、控え室など）
- 屋内施設は常に換気する
- トイレやテーブルなど、たくさんの人が触る場所は定期的に消毒する（できれば一時間おき）
- トイレではハンドドライヤーや共通のタオルは使わず、ペーパータオルを設置する
- スタッフの休憩スペースや更衣室は、常時換気をして3密にならないようにする
- 飲食物などのごみは、密閉して各自で持ち帰る
- スタッフがごみを回収するときは、マスク・手袋を着用する

ビニールカーテン
などを使用

手指消毒液の設置



参加者・スタッフともに
マスクを着用
(イベント終了後の片付けまで)



日頃から「新しい生活様式」を実践しましょう

◇手洗い・消毒 ◇マスク着用 ◇咳エチケット ◇三つの密を避けて過ごす ◇人と人との距離の確保

【食事】

- ・対面ではなく横並びで
- ・持ち帰り、デリバリーも
- ・宴会は大皿、返杯を避ける

【買い物】

- ・少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・レジでは前後にスペース

【仕事・通勤】

- ・テレワーク、時差出勤
- ・オンライン会議
- ・徒歩や自転車通勤

【娯楽・スポーツ】

- ・公園はすいた時間、場所で
- ・ジョギングは少人数で
- ・筋トレは自宅で動画を活用

ご存じですか?ひとり親家庭等医療費支給制度

健康づくり課 医療係 (Tel.64-1527)

対象者が医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に「ひとり親家庭等医療証」を提示することにより、医療費が助成される制度です。現在、この医療証をお持ちでない人は、助成対象となる可能性もありますので、お気軽に相談ください。

■対象者

- ▽ひとり親家庭の親および子
- ▽父母のない子
- ▽両親の双方またはどちらかが障がいを持っている家庭の親および子
- ※「子」とは、18歳に達する日以後最初の年度末までの間にある人のことです。ただし、18歳未満で婚姻をしている場合は成年に達したものとみなし、対象外となります。
- ※本人および扶養義務者の所得・障がいの程度、種類によっては該当しない場合もあります。

**【ひとり親家庭等医療証を
お持ちの人へ】**

現在の「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は、9月30日(水)となっております。個別に通知をしますので、更新手続きを行ってください。

■日時

8月7日(金)～28日(金)

午前9時～正午、
午後1時～4時30分

※8月13日(水)、14日(金)のみ午前9時～正午、午後1時～7時

■場所 健康づくり課 医療係
(本庁2階)

ひとり親家庭の家計を支援する「児童扶養手当」

子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)

児童扶養手当とは、父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。児童扶養手当を受給するためには、申請が必要で、支給要件など詳しくは問い合わせください。

※公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する人は、平成26年12月以降「公的年金給付の額」が「児童扶養手当額」より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようにになりました。

※令和3年3月分からは、障害年金を受給している人の「児童扶養手当」の算出方法が変わり、「児童扶養手当額」と「障害年金の子の加算部分の額」との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

**ひとり親サポートセンター
「ひとり親家庭就業相談」**

■日時

8月13日(水)午後2時～4時

■場所 子ども子育て課
(本庁西館2階)

児童扶養手当受給者の皆さんへ

毎年8月は、児童扶養手当現況届の届出月です。児童扶養手当を受給している人(支給停止者を含む)は、8月中旬に現況届を提出する必要があります。また、昨年度、所得制限により手当の支給がなかった人も届け出が必要です。対象者へは個別に通知をしますので、受給者本人が更新手続きを行ってください。

届出の届出がないと受給権がなくなり

現況届が提出されない場合は、児童扶養手当の支給を一時停止します。現況届の提出がないまま2年を経過すると、時効になり受給権がなくなります。

**【児童扶養手当現況届の
受け付け】**

上段「ひとり親家庭等医療証の更新手続き」と同じ日程で行います。

■日時

8月7日(金)～28日(金)

午前9時～正午、
午後1時～4時30分

※8月13日(水)、14日(金)のみ午前9時～正午、午後1時～7時

■場所 子ども子育て課
(本庁西館2階)